

生徒指導規程

尾道市立瀬戸田小学校

第1章 総則（目的）

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するために、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものとします。

第2章 学校生活に関すること

第2条 「学校のきまり」にそって学校生活に適した服装で生活しましょう。

第3条 交通ルールとマナーを守り、安全に十分注意して通学しましょう。

第4条 学習や学校生活に必要なものは持ってこないようにしましょう。

第5条 授業中は自分だけでなく、周りの友だちも集中して取り組めるようにしましょう。

第6条 授業時間を守って学習しましょう。

第7条 いじめをせず、一人一人の命を大切に生活しましょう。

第8条 人や物に危害を加えず大切に生活しましょう。

第9条 学校のきまりや約束を守って楽しく生活しましょう。

第3章 校外生活に関すること

第10条 校外でも交通や遊びのルールを守り、楽しく安全に生活しましょう。

第4章 特別な指導に関すること

第11条 児童の規範意識の醸成のため、いじめ等命に関わることに對しては、家庭と十分連携を図り特別な指導を行うものとします。

- 令和2年4月 1日 一部改訂（生徒指導部会）
- 令和5年3月27日 一部改訂（生徒指導部会）

瀬戸田小学校 生徒指導規程

令和7年度版

瀬戸田小学校では、集団生活を送る中で、社会で必要とされる規範意識や善悪の判断を磨き、社会に出た時に、自信をもって生活する基盤を作っていくための指導を行っている。生徒指導規定は、自分勝手に過ごすのではなく、他者を思いやり協力したり、安心して学んだりするなど、よりよい学校生活を送り、児童一人一人が資質や能力を伸ばしていくために、必要な事項を定めている。

基本的な指導体制

- ①原則として校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭で指導対策を協議する。
(生徒指導委員会の実施)
- ② 全教職員の共通認識と連携のもとに指導の一体化を図る。
- ③ 家庭訪問など保護者との連携を緊密にし、家庭と学校が同一步調の指導を行う。
- ④ 関係機関との連携により児童の健全育成に努める。

1. <登下校> 【児童が安全に登下校するためのきまり】

ア 集合場所・集合時刻

- ・教職員や保護者の助言を受け、各登校班ごとに決める。

イ 登校時刻

- ・午前8時10分までに登校する。

ウ 登校

- ・班長が先頭、副班長が最後尾を歩く。
(交通ルールを守り、横断歩道は手をあげて横断する。)
- ・班長、副班長は集団登下校時、交通安全たすきをかける。
- ・必ず通学路を通して登下校する。

エ 欠席・遅刻

- ・欠席・遅刻の場合は、保護者に必ず、学校と登校班の班長に連絡してもらう。

オ 登校班の編制

- ・児童と地域保護者とで決め(2月末)各地域長の助言を受けて最終決定する。(3月中旬)

カ バス通学

- ・旧東生口小校区、旧南小校区、名荷、垂水、高根(1年・2年)は原則バス通学とする。
- ・バスは登校班ごとに乗り、バス停下車後、登校班に並び直してから登校する。
- ・バス通学区域外に住居の移転があった場合、住所変更した時点で定期券を返納する。

キ 下校

- ・午後3時25分には下校する。(児童がバスに乗り遅れた時は、児童は担任に連絡し、担任は保護者に連絡する。)
- ・学力補充等で児童が下校時刻【午後3時25分】を越えるときは、事前に保護者に連絡を入れ、下校方法を確認する。
- ・バス待ちなど都合により下校できない場合は、決められた場所で自習できる。
- ・社会教育や塾は、一度自宅に帰るのが原則。
※社会教育、塾等からの帰宅時にけが等をして、日本スポーツ振興センターの対象にはならない。
※学校での飲食は禁止とする。放課後の社会教育を理由に、学校に食べ物を持って来ない。
- ・教職員の研修及び担任の出張の場合、放課後は校内に残らず下校する。

ク 休み中の登校について

- ・決められた通学路・通学方法(バス・徒歩)で登校する。その時は、制服・制帽を着用して登校する。
※上記内容が守れていないと、日本スポーツ振興センターの対象にならない。

ケ 車の送迎

- ・原則として、児童は徒歩かバスで登下校する。(理由があるときでも、車は学校の玄関前には止めない。)

2. <校内ルール> 【児童が安心・安全に学校生活を送るためのきまり】

ア コートヤード

- ・コートヤードは上履きのままで活動できる。(クラブ活動・学習活動、なわとびのみ可)
- ・コートヤードで走り回る、ボール遊びやラケットなどの道具類を使っての遊びはできない。(通路として利用しない)

イ 校舎内

- ・校舎内は走らない。
- ・校舎内は右側歩行とする。
- ・エレベーターは、給食ワゴンの運搬、大きな物の運搬用としてのみ使用可能とする。

※ただし、体調不良等教職員の許可を得ている者は、この限りではない。

- ・特別教室には児童だけで入らない。
- ・下校後に校舎内及び教室に入る場合は、職員室にいる教職員に必ず許可を得て入り、用件が済んだことを伝えた後、校舎に入った所から出る。

ウ 運動場

- ・運動場内で自転車を乗り回さない。
- ・体育の時間等以外は、ボールは各クラスに配られた物を使用する。
- ・運動場と校舎の間にある植え込みには入らない。

エ 職員駐車場

- ・児童は、登下校時やその他放課後等でも駐車場（職員駐車場）は通らない。

オ 体育館

- ・休み時間は原則使用できない。
- ・休み時間中は、体育用具を使用しない。

カ 持ち物

- ・必要のない物は学校へ持ってこない。（飲食物・マンガ本等。原則、学校で預かり保護者に返却する。）
- ・筆記用具（鉛筆5本、赤・青鉛筆1本、赤・青ボールペン〈高学年〉、消しゴム、油性ペン（黒・細字）ものさし1本〈筆箱に入る長さのもの〉） ※マーカーは必要に応じて高学年：1本まで
※鉛筆の長さは、教室の鉛筆削りで削れるものとする。
- ・シャープペンシル、ロケット鉛筆、折りたたみのものさしは使用しない。
- ・文房具は無地を原則とする。（鉛筆・ものさし等）
- ・携帯電話は持ち込まない。無断で持ってきた場合は、学校で預かり、保護者に返却する。
- ・歯磨き粉は、洗い場が汚れる可能性があるため、もってこない。治療等で必要な場合は、担任に連絡をする。

キ 水筒

- ・炭酸飲料やジュースは持ってこない。（お茶、冷水の他、経口補水液は可）
- ・ペットボトルは、雑菌がわきやすいため禁止。

ク 飲食

- ・放課後や休日など学校に遊びに来たとき、学校敷地内ではお菓子などの飲食はしない。

ケ 自転車の置き場所は、運動場側保健室前に整列して置く。

コ 窓ガラス等の学校施設を破損してしまった場合は、状況に応じて弁償する。

サ 休憩時間の過ごし方

- ・雨天でグラウンドが使えない時やけが病気等により外で遊べない場合は校舎内で静かに過ごす。使ってよいのは、百人一首 私物の本（マンガでないもの） ねんど
自由帳 囲碁・将棋

シ 原則として児童間で物のやりとりはしない。（あげる・もらう）

ス 児童間の個人的な日記・ノート（メモも含む。）のやりとりはしない。

3. <校外ルール> 【児童が安全な生活を送るためのきまり】

ア 校区外へは、子ども達だけで行ってはいけない。

イ 家の用事やおつかいを頼まれたとき以外は、子ども達だけでお店に出入りしない。

※登校下校時、緊急時以外は店には入らない。

どうしてもトイレ等を使うため等で店に入らなければならないときには

- ① 店の人に使用の許可をもらう。
- ② 使った後はお礼を言う。
- ③ 家に帰ったら、そのことを必ず家の人に伝える。

※下校時は

- ① 担任の許可無くお迎えを呼ばない。
- ② 家の人許可無く、他の家の車に乗せてもらわない。
- ③ 帰る途中でお迎えを呼ばない。
- ④ 帰る途中で児童を車に乗せない

ウ 子どもだけで花火はしない。(火遊びは絶対にしない。)

エ 5時になったら自宅に帰る。

オ 1～2年生の自転車の乗車は、原則禁止。ただし、保護者が一緒に付き添う、目の届くところで乗せる等、保護者の責任において乗ることは可とする。自転車教室受講後の3年生及び4年生以上が乗れる範囲は、原則旧校区内とするが、それ以外については保護者の判断で安全に留意して乗ることも可。

※自転車に乗るときは、必ずヘルメットを着用する。

カ 大人が留守の家には入らない。

キ 他人には友達の電話番号は教えない。

ク 子どもだけでゲームセンターやカラオケに行かない。

ケ お金や物の貸し借り、やりとり（おごる・おごられる）はしない。

コ 保護者の許可無しで、携帯・ゲーム・パソコン等を使って、他人とやりとりをしない。

4. <制服・頭髪> 【場にふさわしい身なりを整え、気持ちよく生活するためのきまり】

児童によっては、華やかな格好や頭髪、服装違反が気になることにより、安心して学校生活を送ったり、集中して学んだりすることが難しくなるため、全校児童で統一している。学校は学びの場であることを理解し、身なりを整えるよう指導する。

登下校時、課業日の服装

◇制服の上

【夏】白のポロシャツ（袖の長さは、体調や気象状況により各自で判断する）

【冬】紺色のイートン型ダブルの上着

◇制服の下

紺の制服用ズボン

- ・ズボンの長さは、ハーフの体操ズボンに近いもの。
- ・ポロシャツや体操服は、ズボンの中に入れる。シャツ出しは服装違反となる。
- ・寒い時や体調不良などは、長ズボンを着用しても良い。ただし、制服のズボン・スカートは、学校で履き替えられるよう持ってきておく。
- ・長ズボンをはいて、ポロシャツで過ごすことは服装違反となる。

紺のプリーツスカート

- ・紺色のスカートでは、肩ひも（たすき）をきちんとかける。
- ・スカート丈は、膝の中心程度とする。
- ・膝立ちをして、スカートのすそが床に触れる長さが無い場合は、服装違反となる。
- ・スカートの丈を越える長さのスパッツやタイツは使用しない。

【共通】

- ・寒い時や体調不良などは、長ズボンでもよい。

ただし、始業式、終業式、二分の一成人式、卒業式などの儀式的行事の際は、制服を基本とする。

※保護者は、連絡帳などで長ズボンの旨を担任に伝える。

※長ズボンはナイロン生地でポケットがたくさんあったり、歩くと音がしたりするようなものは、はかない。色は黒や紺を基調とする。

※長ズボンとスカートの併用はしない。レグウォーマーは使用しない。

- ・寒いときはベスト、セーターを制服の下に着てもよい。

（華美でないもの・・・黒色、紺色） ただし制服を脱いで着用は不可。

- ・通学で寒いときは、制服の上にジャンバーを着てもよい。手袋も可。

（着用は登下校のみ。）

※ジャンバーの色や形は、特に規定はない。フード付きは着てもよいが、かぶらない。

※下着は、ポロシャツや体操シャツの袖口や首回りからはみ出さないように着る。

◇靴

【上靴】 白の体育館シューズ（規定のもの）

【下履き】 白のひも靴。（ラインは白）

※ひも靴のサイズがないときや、ひもを結ぶための練習期間として、マジックテープの靴を認める。

◇靴下

白のスクールソックス

※ハイソックス、くるぶしソックス、ワンポイントは禁止。

※長さは、くるぶしとひざの間の長さ。

◇帽子

キャップタイプ（規定）

ハットタイプ（規定）

※登下校時には、必ず制帽をかぶる。

◇名札

規定のもの

※学校で冬服を脱ぐときは、ポロシャツに名札を付け替える。

◇頭髪

短髪、長髪ともに自由。ただし、長髪については次のように規定する。

- ①小学生らしく清潔にし、整髪料（油等）の使用と染髪・脱色・パーマ・ストレートパーマ・カール等は禁じる。
- ②紺か黒のゴムひも・ピンでとめる。（肩より長い髪の場合は、ゴムでとめる。）
- ③前髪は、目にかからないようにする。（ピンでとめる。）
- ④極端なツブロックやアシメ・ソフトモヒカン等髪の毛の段差の大きいもの・剃り込みは禁止。その場で直せるものは直させる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・そり込み（ライン）をいれてはいけない。・極端なツブロックは禁止。・かり上げと長髪部分が自然になるようにする。 |
|---|

※規定に反する場合は、家庭に連絡して、速やかに理容院・美容院に行くよう指導する。

ア 衣替えについて

- ・調整期間終了までは、個々の体調や気温に応じて制服の上着を着るか着ないかは、個々の判断にまかせる。調整期間終了後は、集会や儀式的行事には、上着を必ず着用する。（冬服期間）
- ・寒い時に制服の下にセーターやベストなどは着てもよいが、袖口や制服の下からはみ出ないようにする。

イ 基準日

- ・6月1日 ・10月1日

(基準日の前後1週間を調整期間とする。気象状況により変更することがある。)

- ※服の購入場所
- ・池田用品店(商店街内)
 - ・向山スポーツ
 - ・帽子の校章については向山スポーツ等。

ウ 体育の服装

【服装】

- ・学校指定の体操服
(半袖・長袖・ハーフパンツ)

※体育学習時は、原則制服は羽織らない。

【帽子】

- ・赤白帽子
(記名する。あごひもをつける。)

エ 給食当番の服装

- ・学校で準備したものを着用する。
- ・当番は金曜日に、給食服・帽子を持って帰り、洗濯・アイロンがけをして月曜日には学校に持って来て次の当番に渡す。
- ・マスクは全員着用する。

オ その他

- ・通学鞆はランドセルとする。
- ・ランドセルの横にキャラクターのような物や、帽子にバッジ、名札に飾り等をつけない。ただし、交通安全、学業のお守りは、つけてもよい。
- ・マニキュア等はしない。
- ・持ち物には必ず名前を書く。
- ・冬季のマフラーについては、登下校のみ使用しても良いが、マフラーの端を服の中に入れて外に出さないようにする。(ネックウォーマーも可。教室で脱ぐ。顔全体を覆うような付け方をしない。)
- ・膝掛けについては使用しない。
- ・冬季、カイロの使用は認めるが、ポケットから出したり、机の上に出したり、遊んだりしない。また、使用後は必ず持って帰る。
- ・座布団については、必要に応じて使用してもよい。
- ・ミサガ等は付けない。
- ・制服を脱ぐときは、ボタンをとめて椅子にかける。
- ・教室机の両サイドには、辞書バッグ・歯みがきセット以外のものは掛けない。
- ・教室移動のときには、自教室の机の上には何も残さない。

5. <遅刻・早退・欠席連絡> 【児童の安全を守るためのきまり】

- 遅刻、欠席するときは必ず8：00までに電話かコドモンで連絡をする。（保護者）
- 遅刻、欠席連絡が8：00を過ぎた場合は、必ず電話で連絡をする。（保護者）
※8：10以降に登校する場合は、遅刻とする。
- 児童の出席状況を下駄箱で把握し、いない児童については担任等が家庭連絡を行う。
- 遅刻者については個別指導を徹底する。

※遅刻者は登校時職員室で必ず登校の報告をする。各教室において、登校の報告の有無を確認する。報告していない場合は、職員室に報告に行かせる。

※朝の会で理由を聞き、その場で指導を行う。

※朝会等で遅刻した場合は、クラスの最後尾に入る。朝会后指導。

- 早退の時は、原則として保護者は児童を迎えに来る。

6. <挨拶> 【互いに気持ちよく活動するためのマナー】

- 朝の挨拶、授業開始「お願いします」、終了「ありがとうございました」など。
- 委員会・クラブなどあらゆる活動で実施する。

7. <職員室の出入り> 【児童が相手や場にふさわしい態度をとるためのマナー】

- 入室前には、あいさつ・名前・用件を言わせる。
「〇年〇組の〇〇です。」 「〇〇先生に用事がありました。」
- 退室後には、内側を向いて「失礼しました。」（大きな声で言う）
できていない児童には、やり直しを行わせる。
- 用事のない児童は入らない。
- 用件は簡潔に要領よく、終わったらすぐ退室する。
- 教職員と児童は親しい中にも礼儀あり、毅然とした態度で接する。

8. <携帯電話所持> 【児童が安心して学校生活を送るためのきまり】

- 基本的には、学校への持ち込みを禁止する。所持を確認したらあずかる。
- 本人に事情を聞き指導する。
- 家庭連絡し、放課後本人と一緒にの来校を要請し、学校にて状況説明後、あずかったものを保護者に返す。
- 無許可で学校や友達の画像や動画をインターネット上やLINE上に掲載しない。
- LINE等の書き込み等に関して、保護者が確認するなどして責任を持つ。

（令和7年3月27日 一部改訂）

特別な指導・対応について

尾道市立瀬戸田小学校

1. <お菓子・プレゼントなどを学校に持って来たり、食べたりした場合。>

【児童が安心・安全に学校生活を送るためのきまり】

- ・本人に事実を確認し、指導する。
- ・バレンタインチョコやお土産など、学習に関係ないものを学校に持ちこまない。
- ・下校時に発見されたときは学校の場で指導する。
- ・その日のうちに家庭連絡し、品物は保護者に返す。（家庭訪問など）

2. <落書き・器物破損> 【児童が安心・安全に生活を送るための対応】

- ・写真を必ず撮り記録する。（人を傷つける落書きの場合は職員が消す）
- ・事実を確認し、本人を指導し保護者に連絡する。（本人で修理できるものはさせる。）
- ・弁償が必要な場合は、弁償する。

3. <暴力行為・恐喝（けんか）> 【児童が安心・安全に学校生活を送るための対応】

- ・当事者をそれぞれの担任が別の場所で指導し仲直りをさせる。
- ・負傷したときは医師の治療を受けさせる。
- ・関係の保護者に連絡し、学校の場で謝罪などを協議する。
- ・（加害者）本人を指導し相手の立場を十分に考えて謝罪させる。
*必要であれば別室で反省を促す。
- ・（被害者）恐怖心を取り除くよう配慮する。
- ・保護者を学校に呼び事情を説明し、必要に応じて本人・保護者・担任で被害者宅を訪問し、謝罪・弁償させる。

4. <窃盗・万引き> 【児童が安心して生活を送るための対応】

- ・外部からの連絡を受けたらすぐに現場に出向き事実を確認する。
- ・本人を指導するとともに保護者を学校に呼び、事情を説明し、本人・保護者同伴で謝罪に行く指導をする。担任も同行する。
- ・盗品の処理は生徒指導担当や関係機関の指示に従う。

5. <授業放棄（エスケープ）> 【児童が安心・安全に学習に取り組むための対応】

- ・授業担当者が始業5分後になっても教室に入らない児童を確認したとき、授業者が職員室へ連絡を行う。
- ・職員室に残っている教職員で探し、教室に入れる。場合によっては別室指導する。
- ・必ず家庭連絡をする。（家庭訪問など）

6. <授業妨害> 【児童が安心・安全に学習に取り組むための対応】

- ・授業妨害のはなはだしいときは職員室へ連絡する。又は児童を職員室へ連れて行く。
- ・あいている全教職員（該当学年が中心）で当該児童への指導を行う。
- ・家庭との連携を行う。

7.<指導不服従> 【児童が安心・安全に学校生活を送るための対応】

- 安易な妥協をせず本人を指導する。
- 言い合いが続くようであれば、教室から離し、職員室に連れて行き、別の職員に事情を話し指導を継続する。
- 現場に近い教職員は直ちに現場に行き、指導している教職員に協力する。
(他の児童の指導・職員室への連絡など)
- 別室で指導し、本人に非を悟らせ謝罪させるとともに必ず保護者に連絡する。
(家庭訪問が望ましい)
- 本人納得のうえ、授業者との話し合いを必ず行う。
- 指導に応じない場合は、保護者連絡のうえ、家に連れて帰ってもらう。

8.<対教師暴力> 【児童が安心・安全に学校生活を送るための対応】

- 直ちに別室で指導する。(基本的に複数で対応する)
- 素直な態度を示すとき、学校で保護者立ち会いのもと学校長より説諭し、暴力反抗した教職員に謝罪させる。
- 教職員は校長の指示のもと診断書を取る。

9.<怠学> 【児童が安心・安全に生活するための対応】

- 朝、登校時、少し早めに家まで誘いに出向くなど家庭訪問を重ね、保護者の協力のもとに粘り強くカウンセリングを続ける。

10.<不登校> 【児童が安心・安全に生活するための対応】

- 休みが続き気味になるような場合は、生徒指導主事へ報告し、スクールカウンセラーと共に今後についての対応を検討する。
- 定期的に家庭連絡や家庭訪問を行う。
- 保護者の協力のもとにカウンセリングを続け、スクールカウンセラーとの連携をもとに指導を重ねる。
- また、別室教室を設置し、学校への登校を呼びかける。

11.<いじめ> 【児童が安心・安全に学校生活を送るための対応】

- 児童の些細なサインを見逃さないように、早期発見し児童の実態・意識を把握する。
- いじめている中心人物を重点にまず指導する。
- 問題の重要性を学級全体で確認させ、いじめを絶対に許さない雰囲気を作成する。
- 場合によって、全体集会(学年集会等)を開き児童に呼びかける。
- いじめられている児童を、いじめの指導の中で責めない。

12.<不用物の返却について> 【児童が安心して学校生活を送るためのきまり】

- 不用物を持ってきた場合は担任が必ずやる。
- 家庭連絡し、保護者に状況説明後、保護者に返却する。

13.<無断外泊・家出> 【児童が安心して生活するためのきまり】

- ・教職員は手分けをして早期発見に努める。
- ・担任は保護者に対し、警察に保護願いの提出を勧める。
- ・発見（保護）されたときは、保護者ととも担任も本人に会いに行き、事情を聞くとともに指導する。
- ・関係機関の要請には、本人の健全育成の観点から協力していく。

14.<不純異性交遊・性的被害> 【児童が安心して生活するためのきまり】

- ・関係機関・保護者と連携を持ちながら指導する。
- ・性病・妊娠への配慮を十分にする。
- ・個人の秘密を厳守する。

15.<不審者対応> 【児童が安心して生活するためのきまり】

- ・教職員は現場に急行し、本人から事情を聞く。
- ・関係機関に連絡を取り、続発を防ぐ。
- ・本人あるいは保護者に被害届を出すよう担任は勧める。
- ・学校として当分の間、巡回体制を取る。

16.<他校生の不要な学校訪問> 【児童が安心して生活するためのきまり】

- ・原則として校内に入れない。（状況によっては学校で保護し、当該校に連絡する。）
- ・校名・名前を聞き、相手校に連絡し共同して指導する。
- ・指導に従わないときは、校長が警察に連絡する。

17.<卒業生の学校訪問> 【児童が安心して生活するためのきまり】

- ・関係の深かった教師が対応する。
- ・勝手に校舎内をうろつかないように、職員室で声をかけるように指導する。
- ・在校生の迷惑にならないよう指導する。

★問題行動や不登校に関しては、生徒指導個別記録票に基づき、事実確認、取組、保護者連携等について時系列で記録し、学年のファイルに経過を綴っていく。

（令和5年3月27日 一部改訂）